

第38号議案関係資料

## 障害者福祉事業の取扱いについて

平成15年7月

鹿児島地区合併協議会



## (28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
1 自動車改造費助成事業	対象 本市に居住し身体障害者手帳の交付を受けている者が所有し、運転する自動車 補助金額 改造に要した経費 (限度額10万円) 14年度実績 26件、2,174,985円	該当なし。	該当なし。	広域で実施 指宿市、喜入町、山川町、開聞町、穎娃町の1市4町 制度は鹿児島市に同じ
2 自動車運転免許取得費助成事業	対象 本市に居住し身体障害者手帳の交付を受けている者 補助金額 費用の2/3 (限度額10万円) 14年度実績 11件、1,100,000円	該当なし。	該当なし。	広域で実施 指宿市、喜入町、山川町、開聞町、穎娃町の1市4町 制度は鹿児島市に同じ
3 福祉機器リサイクル事業	不要になった福祉機器を登録し、必要とする者にあつ旋する。 鹿児島市社会福祉協議会に委託 対象品目 車いす、電動車いす、歩行補助用具、特殊寝台、エアーマット 14年度あつ旋成立件数 54件	該当なし。	該当なし。	広域で実施 指宿市、喜入町、山川町、開聞町、穎娃町の1市4町
4 手話通訳者等派遣事業	コーディネーターが、聴覚障害者・中途失聴者・難聴者からの要請に応じ、手話通訳者・手話奉仕員・要約筆記奉仕員を派遣する。 派遣可能登録者数 58人 14年度派遣件数 市委託料支払分(個人依頼)1,000件 団体等依頼者支払分 852件	該当なし。	該当なし。	広域で実施 指宿市、喜入町、山川町、開聞町、穎娃町の1市4町

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、 東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の 8町 制度は鹿児島市に同じ	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、 東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の 8町 制度は鹿児島市に同じ	鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、 東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の 8町 制度は鹿児島市に同じ	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、 東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の 8町 制度は鹿児島市に同じ	鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び喜入町のみ。	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、 東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の 8町	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、 東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の 8町	鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 (吉田町及び桜島町は県で実施。)	合併時に鹿児島市の制度を適用し、統合する。

## (28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
5 身体障害者在宅介護支援システム設置事業	対象 ひとり暮らしの重度身体障害者(1,2級)及びこれに準ずる世帯 内容 在宅介護支援システム(緊急通報システム)を設置する。 14年度設置台数 4台 稼働台数 58台	該当なし。	該当なし。	該当なし。
6 車いすの貸与	本市に居住するの者で、医療機関への通院、旅行等社会生活上車いすを必要とするものに、申請に基づき車いすを貸与する。	該当なし。	該当なし。	鹿児島市に同じ
7 障害者通所援護事業補助金	社会福祉法人等が実施している通所援護事業(小規模作業所:1日当たりの利用者が5人以上であり、かつおおむね週5日以上実施するもの)に対し運営費の一部を補助する。 補助金額 5人以上9人以下 4,186千円 10人以上 5,194千円 介護加算 療育手帳所持者×143千円 家賃加算 家賃(年額)の2分の1(上限600千円) 14年度実績 19ヶ所	通所による授産施設で、常時利用するものがおおむね5人以上であり、原則として週4日以上利用できる施設の運営に対し運営費の一部を補助する。 1箇所220万円(県補助110万円) 14年度実績 1ヶ所	該当なし。	該当なし。
8 重度身体障害者日常生活用具給付等事業	対象 在宅の重度身体障害者 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など39品目(うち市単独:エアーパーツ、発電機) 14年度給付件数 479件	対象 鹿児島市に同じ 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など37品目	対象 鹿児島市に同じ 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など37品目	対象 鹿児島市に同じ 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など37品目

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び吉田町のみ。 ( 補助要件・補助金額が異なる。 )	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
対象 鹿児島市に同じ 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など37品目	対象 鹿児島市に同じ 品目 浴槽、湯沸器、特殊寝台、入浴補助具など37品目	給付品目が異なる。 ( 鹿児島市のみ市単独が2品目ある。 )	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## (28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
9 重度障害児(者)日常生活用具給付事業	対象 在宅の重度障害児及び重度知的障害者 品目 浴槽、湯沸器、便器、拡大読書器、入浴補助用具、ネプライザーなど34品目(うち市単独：盲人用時計) 14年度給付件数 56件	対象 鹿児島市に同じ。 品目 浴槽、湯沸器、便器、拡大読書器、入浴補助用具、ネプライザーなど33品目	対象 鹿児島市に同じ。 品目 浴槽、湯沸器、便器、拡大読書器、入浴補助用具、ネプライザーなど33品目	対象 鹿児島市に同じ。 品目 浴槽、湯沸器、便器、拡大読書器、入浴補助用具、ネプライザーなど33品目
10 手話通訳者設置事業	聴覚障害者等のコミュニケーションの円滑化を推進するため、手話通訳者を市庁舎内に配置する。 本庁、谷山・伊敷・吉野支所の4人	該当なし。	該当なし。	広域で実施 1人 指宿市、喜入町、山川町、開聞町、頰娃町の1市4町
11 重度心身障害者(児)紙おむつ等助成事業	対象 身体障害者手帳1級、2級の肢体不自由者または、療育手帳A1、A2、Aに該当するもので、生計中心者の前年の所得税が非課税である世帯に属する者。 月額 4,000円以内 14年度 202人	対象 身体障害者手帳1級、2級の肢体不自由者または、療育手帳A1、A2、Aに該当するもので、生計中心者の前年の所得税が非課税である世帯に属する者。 月60枚以内 14年度 3人	該当なし。	対象 在宅寝たきり高齢者及びこれに準ずる重度身体障害(児)者 年360枚
12 友愛タクシー券交付事業(精神障害者)	重度の精神障害者の生活の利便及び社会参加の促進を図るため、タクシーを利用する場合の運賃の一部を補助する。 年間 14,000円(200円券70枚)を限度とする(年度途中で交付する場合は申請月に応じた枚数)。 14年度交付者数 20人	該当なし。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
対象 鹿児島市に同じ。 品目 浴槽、湯沸器、便器、拡大読書器、入浴補助用具、ネプライザーなど33品目	対象 鹿児島市に同じ。 品目 浴槽、湯沸器、便器、拡大読書器、入浴補助用具、ネプライザーなど33品目	給付品目が異なる。 (鹿児島市のみの市単独が1品目ある。)	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町 各町1人の月15日以内	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町 各町1人の月15日以内	鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び喜入町のみ。 (補助対象、補助金額又は補助枚数が異なる。)	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。



## (28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
13 友愛タクシー券交付事業 (身体障害者)	重度の身体障害者の生活の利便及び社会参加の促進を図るため、タクシーを利用する場合の運賃の一部を補助する。 年間 14,000円(200円券70枚)を限度とする(年度途中で交付する場合は申請月に応じた枚数)。 14年度交付者数 4,844人	該当なし。	該当なし。	該当なし。
14 友愛タクシー券交付事業 (知的障害者)	重度の知的障害者(児)の生活の利便及び社会参加の促進を図るため、タクシーを利用する場合の運賃の一部を補助する。 年間 14,000円(200円券70枚)を限度とする(年度途中で交付する場合は申請月に応じた枚数)。 14年度交付者数 458人	該当なし。	該当なし。	該当なし。
15 寝具乾燥事業	対象 介護を必要とする状態が6ヶ月以上継続しているねたきりの身体障害者で、世帯の生計中心者の前年の所得税が非課税の人 内容 寝具の洗濯・消毒・乾燥(年3回) 利用料 無料(市が定額で委託する(2,887円)。) 14年度利用者数 13人	該当なし。	対象 心身の障害及び疾病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な身体障害者(所得制限なし) 内容 寝具の洗濯・消毒・乾燥(年2回) 利用料 無料 65歳未満の利用なし	対象 心身の障害及び疾病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な身体障害者(所得制限なし) 内容 寝具の洗濯・消毒・乾燥(年2回) 利用料 無料 65歳未満の利用あり
16 身体障害者理髪・美容サービス事業	対象 外出困難な重度身体障害者(肢体1級、視覚1級) 内容 理容業者又は美容業者を派遣する(1人年3回まで) 利用料 無料(市が定額で委託する(3,801円)。) 14年度利用者数 42人	対象 寝たきり老人等理髪サービス事業として実施(歩行が困難な寝たきり) 内容 理容業者又は美容業者を派遣する(1人年4回まで) 利用料 4,000円を超える場合は、超えた額は利用者負担	該当なし。	高齢者対策係で実施 出張経費 1,000円を補助 65歳未満の身体障害者の利用なし

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
対象 心身の障害及び疾病等のため介護を要するおおむね65歳以上の高齢者・重度の身体障害者で寝たきりの者(所得制限なし) 内容 寝具の洗濯・消毒・乾燥(年2回) 利用料 無料	対象 心身の障害及び疾病等の理由により寝具類の衛生管理が困難な身体障害者(所得制限なし) 内容 寝具の洗濯・消毒・乾燥(年2回) 利用料 無料 65歳未満の利用なし	鹿児島市、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。 (利用回数が異なる。)	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市、吉田町及び喜入町のみ。 (利用回数、金額額が異なる。)	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## (28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
17 手話奉仕員養成事業	聴覚障害者、聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度についての理解ができ、手話で日常生活に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成する。 入門 2時間×30日×2会場 (定員各 50人) 基礎 2時間×30日×2会場 (定員各 40人)	町福祉協議会で実施	該当なし。	広域で実施 指宿市、喜入町、山川町、開聞町、頴娃町の1市4町
18 身体障害者スポーツ大会開催事業	障害者スポーツの普及とスポーツを通じた交流を深めるため、身体障害者体育大会を開催する。 平成14年9月29日開催 参加者数 310人 ハートピアかごしま	該当なし。	該当なし。	広域で実施 指宿市、喜入町、山川町、開聞町、頴娃町の1市4町
19 手話通訳者養成事業	手話奉仕員養成講座終了者を対象に、身体障害者福祉の概要や、手話通訳の役割・責務について理解を深め、手話通訳に必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した手話通訳者を養成する。 基本 4時間×10日×1会場 (定員 50人) 応用 2時間×20日×1会場 (定員 30人) 実践 2時間×10日×1会場 (定員 30人)	該当なし。	該当なし。	広域で実施 指宿市、喜入町、山川町、開聞町、頴娃町の1市4町
20 知的障害者スポーツ大会開催事業	知的障害者スポーツの振興とスポーツへの積極的な参加を図るため、スポーツ大会を開催する。 平成14年10月27日開催 参加者数 1,050人 国際大学フィールドハウス	該当なし。	該当なし。	広域で実施 指宿市、喜入町、山川町、開聞町、頴娃町の1市4町

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町	鹿児島市、吉田町、喜入町、松元町及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の8町	鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	鹿児島市及び喜入町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。

## (28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
21 知的障害者ボランティア活動参加促進事業	知的障害者本人によるボランティア活動を支援するため、実習及び現場での実技(空き缶集め、チリ拾い、公園等の草取り、清掃など)を行うボランティア教室を開催する。 3グループ、各年10回 14年度延参加者数 371人	該当なし。	該当なし。	広域で実施 指宿市、喜入町、山川町、開聞町、額娃町の1市4町
22 重度身体障害者住宅改造費助成事業	重度身体障害者の住宅の浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費を助成する。 100万円と対象経費のいずれか低いほうの額に、3分の2を乗じた額 14年度助成件数 79件	該当なし。	重度身体障害者の住宅の浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費を助成する。 80万円と対象経費のいずれか低いほうの額に、3分の2を乗じた額 高齢者等住宅改造費助成事業の中で実施	該当なし。
23 ゆうあい訪問給食事業	対象 独居重度身体障害者(1級、2級)及び重度身体障害者だけの世帯の者で調理が困難なもの。 利用料 一食 200円 配食日 日曜、祝日を除く 利用回数 1週あたり6回以内、昼食のみ 委託料 一食 600円 委託先 25施設	対象 概ね65歳以上の単身者及び高齢者のみの世帯、またはこれに準ずる世帯並びに身体障害者であって、老衰、心身の障害及び疾病等の理由により、食事の調整が困難で日常生活を営むのに支障があるもの。 利用料 一食 400円 配食日 日曜、祝日を除く 利用回数 昼・夜 65歳未満の利用者なし	対象 概ね65歳以上の単身者、高齢者世帯及びこれに準ずる身体障害者世帯であって、総合的な理由により、食事の調理が困難な者。 利用料 一食 350円 配食日 毎日 利用回数 1週あたり14回以内、昼・夜 委託先 社会福祉法人桜岳会 65歳未満の利用者なし	対象 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者等のもの及び障害者等で日常生活に支障のある者。 利用料 一食 300円 配食日 月～土曜日 利用回数 昼・夜 65歳未満の利用者なし
24 身体障害者介護手当支給事業	該当なし。	対象 在宅で歩行が困難な寝たきりの状態が90日以上続いている6歳以上65歳未満の身体障害者手帳保持者を同居して介護している者 月額 7,000円(2人目以降は1人4,000円)、特別障害者手当等を受給しているときは、1月3,000円 15年5月現在 3,000円×6人/月	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、 東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の 8町	広域で実施 伊集院町、郡山町、松元町、市来町、 東市来町、吹上町、金峰町、日吉町の 8町	鹿児島市、喜入町、松元町及び郡山町のみ。	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
重度身体障害者(1, 2級)の住宅の浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費を助成する。 30万円と対象経費のいずれか低いほうの額に、3分の2を乗じた額 高齢者等住宅改造費助成事業の中で実施	重度身体障害者の住宅の浴室・トイレ・廊下の段差解消、手すりの設置や居室の改造等に要する経費を助成する。 80万円と対象経費のいずれか低いほうの額に、3分の2を乗じた額 高齢者等住宅改造費助成事業の中で実施	補助金額が異なる	合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度を適用し、統合する。 合併する年度は現行どおりとする。
対象 概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者や虚弱又は寝たきり等の高齢者及び重度身体障害者等であって、食事の調理が困難な者。 利用料 一食 200円 配食日 月～土曜日 利用回数 昼・夜 委託先 松元町社会福祉協議会 65歳未満の利用者なし	対象 独居重度身体障害者(1級、2級)、食事の調理が困難な者(概ね65才以上とするが、特に町長が認める場合はこの限りではない) 利用料 1食 350円 配食日 日曜、祝日、8/13～15、年末年始を除く 利用回数 昼・夜 65歳未満の利用者 1人	それぞれ配食数、利用料が異なる。	障害者に対する配食サービス事業については、合併する年度の翌年度に鹿児島市の制度に統合するものとする。 鹿児島市のゆうあい訪問給食事業については、合併時までに配食回数を1日2食までとすることなど実施方法について、所要の見直しを行うものとする。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。

## 行政制度等の調整方針(案)

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

項 目	現 況			
	鹿児島市	吉 田 町	桜 島 町	喜 入 町
25 心身障害児小規模通園事業負担金	該当なし。	該当なし。	該当なし。	揖宿地区1市4町で、早期障害児療育を実現するため、開聞町に施設(さつき園)を建設し、事業を推進するため、建設費及び運営費の不足分を各市町で負担している。 建設時負担金(県振興資金償還) 平成12～23年度、毎年度 306千円 運営費負担金: 平等割・人数割 15年度予算 674千円(4人分)
26 「子どもの家療育クラブ」運営補助金	該当なし。	該当なし。	該当なし。	該当なし。
27 町内巡回バス特別乗車割引券交付事業	該当なし。	身体障害者手帳・療育手帳所持者(約610人)に「町内巡回バス(100円均一料金)」の半額の乗車割引券を交付する。(15年度からの新規事業) 町内巡回バス ・3路線、定時運行(月～土、日休み) ・大人100円均一(高齢者・障害者同じ)、子ども50円 バス事業者へ50円分の補助を行なう。	該当なし。	該当なし。

(様式2) その2

(28) 障害者福祉事業

健康福祉専門部会

現 況		課 題	調 整 方 針 ( 案 )
松 元 町	郡 山 町		
該当なし。	該当なし。	喜入町のみ。 ( 揖宿地区の広域で実施している。 )	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
日置地区8町で障害児通園事業施設「子どもの家療育クラブ」の運営費において支援費だけでは不足する分を補助する。 15年度予算 1,110千円(5人分)	日置地区8町で障害児通園事業施設「子どもの家療育クラブ」の運営費において支援費だけでは不足する分を補助する。 15年度予算 222千円(1人分)	松元町、郡山町のみ。 ( 日置地区の広域で実施している。 )	合併する年度の翌年度に廃止する。 合併する年度は現行どおりとする。
該当なし。	該当なし。	吉田町のみ。	友愛特別乗車証交付事業の実施までは現行どおりとする。ただし、身体障害者手帳4級所持者で65歳未満の者及び5級、6級所持者は、手帳提示により半額で利用できるように調整する。